

持続的な農の物流構築事業
(農の物流改革補助金：①地域物流の効率化)
公募要領

令和6年5月22日策定
令和7年5月14日一部改正
令和8年5月1日一部改正
農業流通ブランド課

1 総則

持続的な農の物流構築事業（農の物流改革補助金）（以下、「本事業」という。）の公募については、この要領に定めるところによる。

2 事業内容等

本事業の、補助対象経費、補助率又は補助金額、補助対象者、採択要件は宮崎県農産物流通市場関係事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表に定めるところとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年2月28日までとする。

4 補助対象経費の範囲

(1) 本事業の補助対象経費は、補助メニューごとに直接必要な経費のうち、下表に定める経費とする。

補助メニュー	補助対象経費	要件
地域内横持ち輸送 やパレット輸送等 地域物流の効率化 (補助率：定額)	① 県域、地域内における集出荷場の集約等により新たに物流効率化のために行うパレットを用いた横持ち輸送の実証に要する経費 ただし、レンタルパレットを使用する場合は既存ルートの横持ち運賃も対象とする ② 横持ち輸送に係る付帯経費 レンタルパレット、レンタルパレット管理経費等 ③ その他審査により必要と認められる経費	① 実証にかかる経費として補助上限額 100 万円とする。 ② 物流効率化に向けた地域計画策定のために、運送事業者や行政機関等と連携した地域物流改革チームを設置している又は設置見込みがあること。

(2) 次の経費は補助対象外とする。

- ① 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ② その他、新規性、事業効果を考慮し審査において認められない経費

5 補助対象者

民間事業者（農業団体、農業法人、卸売業者、仲卸業者等農産物輸送の荷主となる事業者）
なお、同一事業主体であっても、持続的な農の物流構築事業の他の補助メニューの取組は妨げない。

6 申請書類について

- (1) 書類：令和8年度持続的な農の物流構築事業計画書（要綱様式第1号（その4））
- (2) 公募期間：令和8年5月7日（木）～令和8年11月30日（月）
ただし、予算総額が上限に達し次第、公募を終了する。
- (3) 申請期限：毎月末日を申請期限とする。翌月上旬に審査を実施し事業採択者を決定。
公募期間途中で公募を終了する場合は、県庁ホームページにて周知する。
- (4) 問合せ先：宮崎県農業流通ブランド課（0985-26-7126）
- (5) 留意事項：① 申請書の提出はメールにて下記に提出。
(nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp)
② 期間中に提出された計画については審査後速やかに採択の可否を通知。
③ パートナリシップ構築宣言の実施企業に対して審査における優遇措置を設ける。
申請時点で「パートナリシップ構築宣言」がパートナリシップ構築宣言ポータルサイトで公表されていることを確認することにより優遇対象かどうか判断する。